

[米国] IDS提出文献に基づくIPR請願が却下された事例



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryu
06-6351-4384(代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



BIOCON PHARMA LIMITED (IPR請願者) v NOVARTIS PHARMACEUTICALS CORP. (特許権者) (IPR2020-01263: 審決日 : 2021/2/16)

■ 本件IPR(Inter Partes Review)の概要

- 対象 : U.S. Pat. No.8,101,659 Claims 1-4
- 請求理由 : 非自明性違反
- 争点 : **IDS提出され、審査官に考慮された文献に基づきIPRを請求できるか。**
- 結論 : **特許審判部(PTAB)は、35USC § 325(d)に基づく裁量権を行使、IPR手続を却下。**

■ 35USC§325(d)の適用検討

35USC § 325(d)

...the Director may take into account whether, and reject the petition or request because, the same or substantially the same prior art or

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。